

令和 8 年 1 月

お客様各位

兵庫県医療信用組合

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応について

平素より兵庫県医療信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、政府および金融業界において「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みが進められており、2026年度末（2027年3月末）をもって紙の手形・小切手が廃止されることが決定しております。

この方針を受け、当組合におきましても、関連する一部サービスを順次終了させていただくこととなりました。ご利用の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、全国銀行協会では廃止後の決済手段として「電子記録債権」への移行が推奨されておりますが、当組合では当座勘定契約数やそのご利用状況を踏まえ、電子記録債権のお取り扱いは行わないことといたしました。つきましては、代替手段として「インターネットバンキング」または「お振込み」のご利用をご案内申し上げますので、今後の決済手段としてご検討いただければ幸いです。

記

受付を終了するサービス	終了日
1. 当座預金の新規口座開設および新規先への小切手帳等発行終了	令和 8 年 3 月 31 日（火） (2026. 3. 31)
2. 当座勘定ご利用先への手形・小切手帳の新規発行終了（※）	令和 8 年 7 月 31 日（金） (2026. 7. 31)
3. 令和 9 年 4 月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立終了	令和 8 年 3 月 31 日（火） (2026. 3. 31)
4. 他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱い（他店券の受入）の終了	令和 9 年 3 月 30 日（火） (2027. 3. 30)

※お手元にございます手形・小切手用紙は、令和 9 年 3 月末日まで引き続きご利用いただけますのでご安心ください。

以 上